

令和元年8月30日  
国土交通省近畿運輸局

## 令和元年10月1日よりタクシーの運賃が変わります ～消費税率改定に伴う運賃改定について～

令和元年10月1日実施の消費税率改定に伴う新たなタクシー運賃について、令和元年8月30日付けで公示しました。これにより、10月1日から、消費税率の引き上げ分を反映したタクシー運賃が適用されることとなります。

1. 実施時期：令和元年10月1日
2. 消費税転嫁・公示の考え方
  - (1) 現行の自動認可運賃等の初乗運賃額に110/108を乗じて10円単位に四捨五入した額を改定初乗運賃額とするとともに、改定による増収が事業収入全体で110/108の範囲内となるよう調整して改定加算距離を設定。
  - (2) 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく特定地域等は「公定幅運賃」、それ以外の地域は「自動認可運賃」として公示。
3. 改定後の運賃表
  - ①公定幅運賃（別添1）、②自動認可運賃（別添2）
4. （参考別添）国土交通省自動車局プレスリリース

【問い合わせ先】

自動車交通部旅客第二課 中野、荻野  
(直通)06-6949-6446

京都市域交通圏 運賃の範囲

公定幅運賃

(1) タクシーに係る基本運賃

① 特定大型車

	距離制運賃				時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 (1.2km)	加算運賃		(30分)				
上限運賃	500円	177m	80円	1分	5秒	80円	上限運賃	3,360円
B運賃	490円	181m	80円	1分	10秒	80円	B運賃	3,300円
C運賃	480円	197m	80円	1分	15秒	80円	C運賃	3,110円
D運賃	470円	201m	80円	1分	15秒	80円	D運賃	3,050円
下限運賃	460円	252m	80円	1分	35秒	80円	下限運賃	2,600円

② 大型車

	距離制運賃				時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 (1.2km)	加算運賃		(30分)				
上限運賃	480円	197m	80円	1分	15秒	80円	上限運賃	3,110円
B運賃	470円	201m	80円	1分	15秒	80円	B運賃	3,050円
C運賃	460円	252m	80円	1分	35秒	80円	C運賃	2,600円
D運賃	450円	258m	80円	1分	35秒	80円	D運賃	2,550円
下限運賃	440円	263m	80円	1分	35秒	80円	下限運賃	2,490円

③ 普通車

	距離制運賃				時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 (1.2km)	加算運賃		(30分)				
上限運賃	460円	252m	80円	1分	35秒	80円	上限運賃	2,600円
B運賃	450円	258m	80円	1分	35秒	80円	B運賃	2,550円
C運賃	440円	263m	80円	1分	35秒	80円	C運賃	2,490円
D運賃	430円	270m	80円	1分	40秒	80円	D運賃	2,440円
下限運賃	420円	276m	80円	1分	40秒	80円	E運賃	2,380円

(2) ハイヤーに係る基本運賃

(1) で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

(3) 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月18日付け近運旅二公示第14号)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

京 都 北 部 地 区 運 賃 ・ 料 金

自動認可運賃

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.5km)	加算運賃			(30分)	
上限運賃	700円	200m	80円	1分 15秒	80円	上限運賃 2,670円
B運賃	690円	203m	80円	1分 15秒	80円	B運賃 2,640円
C運賃	680円	206m	80円	1分 15秒	80円	C運賃 2,600円
D運賃	670円	209m	80円	1分 20秒	80円	D運賃 2,560円
下限運賃	660円	212m	80円	1分 20秒	80円	下限運賃 2,520円

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.5km)	加算運賃			(30分)	
上限運賃	670円	224m	80円	1分 25秒	80円	上限運賃 2,450円
B運賃	660円	227m	80円	1分 25秒	80円	B運賃 2,420円
C運賃	650円	231m	80円	1分 25秒	80円	C運賃 2,380円
D運賃	640円	235m	80円	1分 25秒	80円	D運賃 2,350円
下限運賃	630円	238m	80円	1分 30秒	80円	下限運賃 2,310円

③中型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.5km)	加算運賃			(30分)	
上限運賃	650円	248m	80円	1分 30秒	80円	上限運賃 2,190円
B運賃	640円	252m	80円	1分 35秒	80円	B運賃 2,160円
C運賃	630円	256m	80円	1分 35秒	80円	C運賃 2,130円
下限運賃	620円	260m	80円	1分 35秒	80円	下限運賃 2,090円

④小型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.5km)	加算運賃			(30分)	
上限運賃	630円	304m	80円	1分 50秒	80円	上限運賃 1,910円
B運賃	620円	309m	80円	1分 55秒	80円	B運賃 1,880円
C運賃	610円	314m	80円	1分 55秒	80円	C運賃 1,850円
下限運賃	600円	319m	80円	1分 55秒	80円	下限運賃 1,820円

## 同時発表

北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、  
北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、  
中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、沖縄総合事務局

令和元年8月30日  
自動車局旅客課

## 令和元年10月1日よりタクシーの運賃が変わります ～消費税率改定に伴う運賃改定について～

令和元年10月1日実施の消費税率改定に伴う新たなタクシー運賃について、令和元年8月30日付けで各地方運輸局等において公示しました。これにより、10月1日から、消費税率の引き上げ分を反映したタクシー運賃が適用されることとなります。

また、現在、消費税率改定に伴う運賃改定以外の通常の運賃改定に係る審査を行っている地域がありますが、物価問題に関する関係関係会議に当たって、複数の関係省庁から、消費税率改定に伴う運賃改定と通常の運賃改定を同時に行うことについては、より丁寧な検討が必要と考える等の意見が示されました。これを踏まえ、通常の運賃改定については、引き続き審査を継続します。

### 1. 実施時期：令和元年10月1日

### 2. 消費税転嫁・公示の考え方

- (1) 現行の自動認可運賃等の初乗運賃額に110/108を乗じて10円単位に四捨五入した額を改定初乗運賃額とするとともに、改定による増収が事業収入全体で110/108の範囲内となるよう調整して改定加算距離を設定。
- (2) 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく特定地域等は「公定幅運賃」、それ以外の地域は「自動認可運賃」として公示。

タクシー運賃の制度については、別紙資料をご参照ください。

### 【問い合わせ先】

自動車局旅客課 角谷、齋藤

(代表)03-5253-8111(内線 41242、41243)

(直通)03-5253-8569(FAX)03-5253-1636



## (参考資料)タクシー運賃に関する制度

### 自動認可運賃制度

道路運送法では、タクシー事業者の運賃等の設定は個別申請、個別認可によることとなっているが、それぞれの地域に膨大な数の事業者が存在するタクシー事業においては、すべての事業者の運賃を個別に審査し、その適否を個別に判断することは事実上困難であり、集散的に処理せざるを得ない。

このため、行政運用上の措置として、個別事業者の原価計算書類等を個別に審査せず、車両数7割以上の事業者からの申請があった場合に、これらを審査して、自動的に認可する運賃水準の上限と下限の幅を、「自動認可運賃」として設定している。  
(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について(H13.10.26国自旅第101号))

### 公定幅運賃制度

平成26年1月に施行された「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、特定地域又は準特定地域において、国土交通大臣が指定する運賃。

- 公定幅運賃の範囲の設定基準・算定方法は自動認可運賃と同じ。
- 公定幅運賃の下限を下回る運賃での届け出は変更命令対象となる。